

# 平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：官民人材交流センター

評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：21. 官民人材交流センターの運営

政策名	官民人材交流センターの適切な運営
基本目標	一般職国家公務員の離職後の就職の援助及び官民の人材交流の円滑な実施支援を推進する。
評価方式	実績評価方式

## 1 政策概要及び評価結果総論

### (1) 政策の背景・必要性

官民人材交流センターは、再就職の支援を中立・透明な形で一元的に行う組織として、平成 20 年 12 月末の設置以降、業務を行ってきた。

平成 21 年 9 月の民主党・社民党・国民新党による連立政権の発足後、総理発言により、「官民人材交流センターによるあっせんも、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、今後は一切行わないこと」とされたことを受け、官民人材交流センターは、組織の改廃等による離職にあたる旧社会保険庁の職員のみを対象に平成 22 年 3 月末まで再就職支援を行った。(平成 22 年 4 月 1 日以降は再就職支援を行っていない。)

### (2) 根拠法令等

◆国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）

◆天下りあっせんの根絶について（平成 21 年 9 月 29 日閣議 内閣総理大臣発言）

### (3) 評価対象施策

①一般職国家公務員の離職後の就職の援助

②官民の人材交流の円滑な実施の支援

### (4) 評価結果総論

○施策評価結果一覧（昨年作成した目標について、単に目標の達成度で評価したもの）

S	A	B	C	未集計等
0	2 ①②	0	0	0

### ○総合的評価

一般職国家公務員の離職後の就職の援助については、平成 21 年 9 月の民主党・社民党・国民新党による連立政権の発足に伴い、すでに述べたような方針の転換があったところではあるが、仮に政権交代前に作成した目標について単に目標の達成度を見れば、目標を堅実に達成している。また、官民の人材交流の円滑な実施の支援についても、目標を達成している。このため、いずれも A 評価としたもの。

### (5) 政策全体の課題と今後の取組方針

「天下りあっせんの根絶」という政府方針の下で、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会を廃止して、再就職等規制違反行為の監視等に加え、官民人事交流の支援、組織の改廃等に伴う離職者の再就職支援を行う民間人材登用・再就職適正化センターを新設することとし、平成 22 年度予算において必要な予算措置を講じるとともに、国家公務員法等改正案を第 174 通常国会に提出したが、同法案は廃案となった。今後の取り扱いについては未定。

## 2 施策の概要及び評価結果

### (1) 一般職国家公務員の離職後の就職の援助

#### ア 施策の概要

各府省からの支援依頼により、職員の離職に際しての離職後の就職の援助を一元的に行う。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	0	832	1,027

(単位：百万円)

#### イ 政策評価の結果

一般職国家公務員の離職後の就職の援助については、平成 21 年 9 月の民主党・社民党・国民新党による連立政権の発足に伴い、すでに述べたような方針の転換があったところではあるが、仮に政権交代前に作成した目標について単に目標の達成度を見れば、目標を堅実に達成していることから、以下のとおり、A 評価とした。

施策単位での評価 (昨年作成した目標について、単に目標の達成度で評価したもの)		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
再就職支援対象者のうち 6 ヶ月以内に就職先が決定した者の割合(途中で支援を中断した者を除く。)	目標値	—	—	出来るだけ高く	
	実績値	—	—	旧社保庁以外の職員 6 ヶ月以内に再就職先決定に至った者： 389 名 6 ヶ月以内に再就職先決定に至らなかった者： 1 名  旧社保庁の職員 6 ヶ月以内に再就職先決定に至った者： 101 名 6 ヶ月以内に再就職先決定に至らなかった者： 27 名	達成できた (A)
求人情報登録企業数	目標値	—	—	できるだけ多く	
	実績値	—	—	旧社保庁以外の職員 支援依頼 449 名に対し、求人登録 727 件  旧社保庁の職員 支援依頼 311 名に対し、求人登録 324 件	達成できた (A)
再就職支援に係るコンプライアンスの確保	目標値	—	—	法令・基準等の遵守	
	実績値	—	—	適切に遵守できた	達成できた (A)

#### ウ 目標の達成状況の分析

##### <有効性>

##### ① 就職先決定率

旧社会保険庁以外の職員については平成 21 年 9 月の時点で支援を打ち切っているが、再就職先の決定に至った者は 390 名(うち、6 ヶ月以内の支援で決定した者は 389 名)であり、6 ヶ月以上支援を行って再就職先が決定しなかった者はいなかった。また、旧社会保

険庁の職員については平成 22 年 3 月の時点で支援を打ち切っているが、再就職先の決定に至った者は 108 名（うち、6 ヶ月以内の支援で決定した者は 101 名）であり、6 ヶ月以上支援を行って再就職先が決定しなかった者は 20 名である。これらの結果から、いずれも目標を達成したと認められる。

## ② 求人情報

求人開拓については、できるだけ多くの企業・団体から多様な求人情報を得られるよう、民間の委託事業者のノウハウも活用しつつ、再就職支援対象者のニーズに対応した精力的な求人開拓に努めた結果、旧社会保険庁以外の職員については、支援依頼のあった 449 人を上回る 727 件の求人登録がなされ、また、旧社会保険庁の職員については、支援依頼のあった 311 人を上回る 324 件の求人登録がなされており、いずれも目標を達成できた。

## ③ コンプライアンスの確保

再就職支援に係るコンプライアンスの確保についても、弁護士出身の室長を配置し、適切に法令等の遵守を実施できた。

## <効率性>

再就職支援業務の民間事業者への委託を行うなど、民間の知見を活用して効率的な業務の実施に努めた。

## エ 主な課題と今後の取組方針

「天下りあっせんの根絶」という政府方針の下で、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会を廃止し、再就職等規制違反行為の監視等に加え、官民人事交流の支援、組織の改廃等に伴う離職者の再就職支援を行う民間人材登用・再就職適正化センターを新設することとして、平成 22 年度予算において必要な予算措置を講じるとともに、国家公務員法等改正案を第 174 通常国会に提出していた。（同法案は廃案となった。今後の取り扱いについては未定。）

## オ 有識者の意見等

官民人材交流センターについては既に廃止することとされ、その内容を盛り込んだ国家公務員法等改正案が第 174 通常国会に提出されたところであるが、当該法案については、「国家公務員制度の改革の第一段階の法律であり、極めて大きな一歩を踏み出す内容ではないか、と理解している」（政策研究大学院大学教授 飯尾潤氏）との意見があった。（同通常国会における平成 22 年 5 月 31 日の参院内閣委員会公聴会公述人としての発言。）

## (2) 官民の人材交流の円滑な実施の支援

### ア 施策の概要

「官民人事交流推進ネットワーク」による民間企業への情報提供等や、各府省が行っている採用に関する情報の一覧的提供など、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行う。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	—	—	—

（単位：百万円）

### イ 政策評価の結果

官民人材交流センターについては、平成 21 年 9 月の民主党・社民党・国民新党による連立政権の発足に伴い、すでに述べたような方針の転換があったところではあるが、仮に政権交代前に作成した目標について単に目標の達成度を見れば、目標を堅実に達成していることから、以下のとおり、A 評価とした。

施策単位での評価 (昨年作成した目標について、単に目標の達成度で評価したもの)		A			
評価指標		19年度	20年度	21年度	達成度
官民人材交流センター、総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催	目標値	—	—	実施	
	実績値	—	—	実施した	達成できた(A)

## ウ 目標の達成状況の分析

### <有効性>

各府省における官民の人材交流を円滑に実施し、民間で培った能力を公務の世界で活用することにより、官民間の人材移動を活性化し人材の有効活用の実現を図るため、総務省、人事院、官民人材交流センターが経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」において、官民人事交流制度のさらなる活用に関する民間企業向けの説明会（2回開催：H21.10.22 東京、H21.10.30 大阪）を開催し、官民人事交流に関する政府の取組等の説明・情報提供や、府省との人事交流を実施した企業からの経験談の発表等が行われた。

## エ 主な課題と今後の取組方針

「天下りあっせん根絶」という政府方針の下で、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会を廃止し、再就職等規制違反行為の監視等に加え、官民人事交流の支援、組織の改廃等に伴う離職者の再就職支援を行う民間人材登用・再就職適正化センターを新設することとして、平成22年度予算において必要な予算措置を講じるとともに、国家公務員法等改正案を第174通常国会に提出していた。（同法案は廃案となった。今後の取り扱いについては未定。）

## オ 有識者の意見等

官民人材交流センターについては既に廃止することとされ、その内容を盛り込んだ国家公務員法等改正案が第174通常国会に提出されたところであるが、当該法案については、「国家公務員制度の改革の第一段階の法律であり、極めて大きな一歩を踏み出す内容ではないか」と理解している」（政策研究大学院大学教授 飯尾潤氏）との意見があった。（同通常国会における平成22年5月31日の参院内閣委員会公聴会公述人としての発言。）

### （参考1）関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第七十四回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説	平成22年6月11日	行政組織や国家公務員制度の見直しにも引き続き取り組みます。省庁の縦割りを排除し、行政の機能向上を図るとともに、国家公務員の天下り禁止などの取組も本格化させます。

### （参考2）文献及びデータ等

- 官民人材交流センターの制度設計について（報告）（平成19年12月14日 官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会）
- 官民人材交流センター再就職支援業務運営要領（平成20年12月31日 内閣府官民人材交流センター長決定）
- 官民人材交流センター職員の法令等の遵守に関する規程（平成20年12月31日 内閣府官民人材交流

- センター長決定)
- ・ 官民人事交流推進ネットワークのパンフレット

**(参考3) 測定指標の設定の考え方**

測定指標		設定の考え方
(1)	再就職支援対象者のうち 6 ヶ月以内に就職先が決定した者の割合 (途中で支援を中断した者を除く。)	迅速な再就職支援を目指すことを目標として設定した。
	求人情報登録企業数	再就職支援対象者に対応した求人情報をできるだけ多く確保することを目標として設定した。
	再就職支援に係るコンプライアンスの確保	法令等に則った適切な再就職支援を実施することを目標として設定した。
(2)	官民人材交流センター、総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催	官民の人材交流の円滑な実施を図るため、官民人事交流推進ネットワークによる意見交換会を開催することを目標とした。